



発行 東京都

目次

規則

○東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……（生活文化局文化振興部企画調整課）…一

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可…（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一

○都市計画事業の認可…（同）…二

○市街地再開発組合の解散認可…（都市整備局市街地整備部再開発課）…二

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可（二件）…（同）…二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）…（環境局環境改善部化学物質対策課）…三

○保安林の指定予定…（産業労働局農林水産部森林課）…五

○一般国道の区域変更…（建設局道路管理部路政課）…五

訓令（教）

○東京都教育委員会労働安全衛生保護具措置規程の一部改正…七

○東京都教育委員会電子情報処理規程の一部改正…七

公告

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出…（生活文化局都民生活部管理法人課）…七

○平成三十一年度製菓衛生師試験の実施…（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…八

規則

東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。
平成三十一年三月八日
東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十号

東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第八十号）
の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第二百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第三百十号東京都都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成三十一年三月八日
東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第二十五号一之江境川緑地

三 事業施行期間 平成二十八年三月三日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業江戸川第二・二・四十七号篠崎一丁目公園

三 事業施行期間 平成三十一年三月八日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

江戸川区篠崎町一丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第二百八十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき赤坂九丁目北地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第二百八十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき六本木三丁目東地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように

告示する。

平成三十一年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

六本木三丁目東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年三月二十三日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

港区六本木三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区六本木三丁目三番五号

五 変更の内容

平成二十四年三月二十三日

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成三十一年三月八日

る。

●東京都告示第二百八十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき赤坂一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

赤坂一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年八月八日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

港区赤坂一丁目及び赤坂二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区赤坂一丁目八番一号

五 変更の内容

平成二十四年八月八日

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成三十一年三月八日

●東京都告示第二百九十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（台東区清川二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

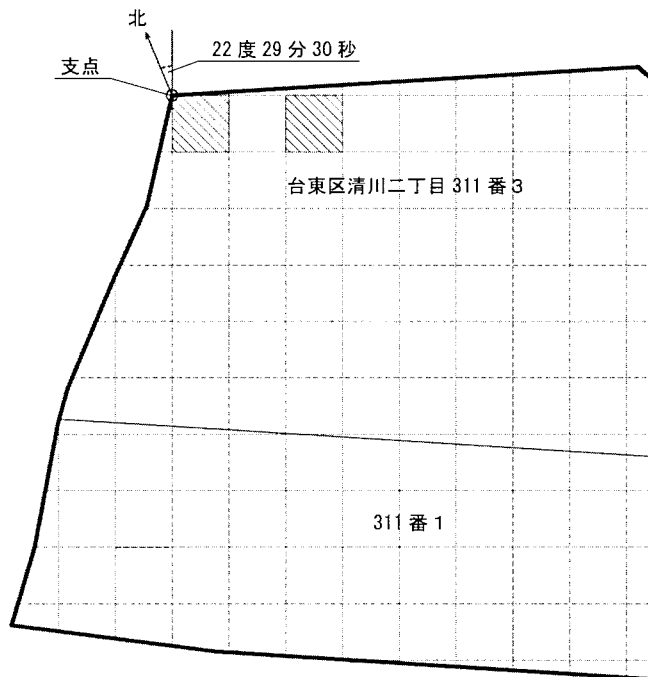
別 図

【凡 例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 要措置区域

【支 点】

支点は台東区清川二丁目311番3の最北端とする。



【格子の回転角度（22度29分30秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百九十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(台東区清川二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

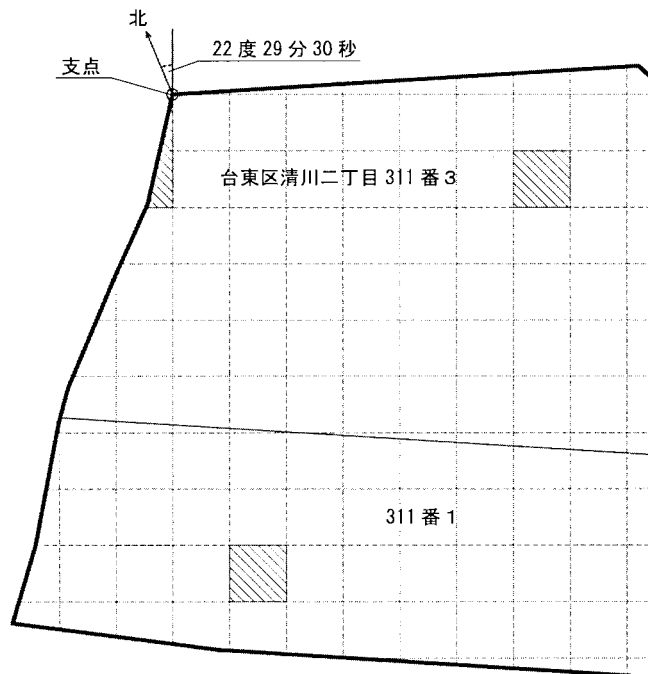
別 図

【凡 例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 形質変更時要届出区域

【支 点】

支点は台東区清川二丁目311番3の最北端とする。



【格子の回転角度(22度29分30秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

平成三十一年三月八日

東京都知事 小池百合子

一 保安林予定森林の所在場所

神津島村字神戸山一番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、一般国道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

一 路線名

百三十一号

東京都知事 小池百合子

二 変更の区間

大田区大森南一丁目百六十一番六地先から同区大森中一丁目四十八番三地先まで

三 変更の概要

別図表示のとおり

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第二号

教育庁 教育事業所 教育庁出張所 事業所

東京都教育委員会労働安全衛生保護具措置規程(昭和五十七年東京都教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月八日

東京都教育委員会

第一条中「規定」の下に「及び船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十一条の規定」を加える。

第三条第二項中「又は「庁」を「、」及び「事務所」に、「又は第二号に規定する教育委員会又は庁をい、」「事務所」とは、管理者規程第二条第四号に規定する事務所を、「第二号及び第四号に規定するもの」に改め、同条第三項中「又は」を「及び」に、「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、同条第四項中「又は」を「及び」に改める。

第八条第三項を次のように改める。
3 教育委員会主任安全衛生管理者は、庁総括安全衛生管理者等に対し、措置基準について必要な報告を求めるところができる。

第九条第四項を次のように改める。

4 教育委員会主任安全衛生管理者は、庁総括安全衛生管理者等に対し、管理使用細則について必要な報告を求め

ることができる。

第十条中「保護具についての」を削る。

第十七条を次のように改める。

(報告)

第十七条 教育委員会主任安全衛生管理者は、庁総括安全衛生管理者等に対し、保護具の措置状況及び保護具措置計画について、必要な報告を求めることができる。

別表一備品の項中「安全帯」を「墜落制止用器具」に改める。

別記第二号様式中「所属(課係)」を「所属」に改める。

附則

1 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、公布の日から施行する。

2 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第七十五号)附則第二項各号に掲げる省令の規定が適用される場合における、この訓令による改正後の東京都教育委員会労働安全衛生保護具措置規程(以下「改正後規程」という。)別表一備品の項の規定の適用に当たっては、平成三十一年八月一日前に製造された安全帯(墜落制止用器具(改正後規程別表一に規定する墜落制止用器具をいう。以下同じ。))に該当するものを除く。又は同日において現に製造している安全帯(墜落制止用器具に該当するものを除く。)は、平成三十四年一月一日までの間、墜落制止用器具とみなす。

●東京都教育委員会訓令第三号

教育庁 教育事業所

教育庁出張所 事業所

都立高等学校

都立中等教育学校

都立特別支援学校

都立中学校

東京都教育委員会電子情報処理規程(平成八年東京都教育委員会訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月八日

東京都教育委員会

第十二条第一項中「部が運用しようとする情報処理システムの開発を計画した時点で評価するとともに」を「情報処理システムについて」に、「各段階において」を「各段階で」に、「実施しなければならない」を「行わなければならない」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人まほろば教育事業団

二 代表者の氏名

山崎 文靖

三 主たる事務所の所在地

東京都目黒区青葉台四丁目五番六号 ローヌ青葉台一

〇二

一 名称

特定非営利活動法人高木仁三郎市民科学基金

二 代表者の氏名

河合 弘之

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区四谷本塩町四番十五号 新井ビル三階

一 名称

特定非営利活動法人きらめき未来塾

二 代表者の氏名

水野 彌一

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿六丁目六番二号

一 名称

特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会

二 代表者の氏名

田中 尚輝

三 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋一丁目十九番六号

一 名称

特定非営利活動法人ARUN Seed

二 代表者の氏名

山岡 聡子

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷三丁目四十番十号 三翔ビル本郷四階

階

平成三十一年度製菓衛生師試験の実施について

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条第一項の規定により、平成三十一年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成三十一年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 受験資格

次のいずれかに該当する者

(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七條に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(二) 学校教育法第五十七條に規定する者であつて、二年以上菓子製造業(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十一條に規定する営業のうち菓子製造業をいう。以下同じ。)に従事したもの

(三) 法の施行の際(昭和四十一年十二月二十六日)現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第五十七條

に規定するものを除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において三年を超えているもの又は法の施行の日後三年を超えに至つたもの

(四) 沖縄の復帰の際(昭和四十七年五月十五日)現に沖縄において菓子製造業に従事していた者であつて、菓子製造業に従事した期間が、沖縄の復帰の日において三年を超えているもの又は復帰の日後三年を超えに至つたもの

なお、旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百八十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十七條に規定する者とみなす。

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技。ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定に合格した者は、製菓理論及び実技の試験科目を免除する。

三 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成三十一年六月八日(土曜日)午前十時から正午まで(製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者は、午前十時から午前十一時三十分まで)

(二) 場所

学校法人後藤学園(豊島区南池袋三丁目十二番五

四 提出書類
号)

- (一) 製菓衛生師試験受験願書兼受験台帳
- (二) 卒業証明書(中学校(中学校、高校、高专、短大、大学又は専修学校(高等課程又は専門課程に限る。))卒業以上のもの。一)に該当する者は、製菓衛生師養成施設の卒業(修了)証明書)

(三) 受験票

(四) 写真台帳

- (五) 写真(出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで、縦四センチメートル横三センチメートルのもの)

(六) 受験票送付用封筒(八十二円切手を貼ったもの)

(七) 領収証書(受験手数料納付後のもの)

(八) 製菓業務従事証明書(一)に該当する者を除く。)

- (九) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定合格証書及びその写し(製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者に限る。)

なお、現在の氏名が(二)、(八)又は(九)の書類に記載されている氏名と相違する場合は、氏名の変更を確認できる戸籍謄本又は抄本を提出すること。

五 受験手数料

九千五百円

六 受験願書の受付日時及び場所

(一) 一般郵送受付

平成三十一年四月一日(月曜日)から同月二十六日

(金曜日)まで(当日消印有効)

(二) 団体窓口受付(五名以上)

平成三十一年四月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎三十階南側)

七 合格発表

平成三十一年七月十九日(金曜日)午前十時から午後五時まで、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎三十階南側)に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都福祉保健局ホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/index.html>)上に合格者の受験番号を掲載する。

八 その他

(一) 受験願書用紙は、平日については、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所(支所を含む。)並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場及び新島村役場式根島支所において、平成三十一年三月二十五日(月曜日)から同年四月二十六日(金曜日)まで配布する。

土曜日、日曜日及び祝日については、東京観光情報センター都庁本部(東京都庁第一本庁舎一階北側)において、平成三十一年四月一日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三二〇)四三五八)に問い合わせること。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001